

令和7年度 第2回 木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

1. 開催日時 令和7年8月7日(木) 午後4時から午後5時まで

2. 開催場所 木更津市役所朝日庁舎 会議室A1・A2

3. 出席委員(15名)

(1) 被保険者を代表する委員(5名)

齊藤 英一、中澤 稔、石井 恵子、清水 一太郎、和田 富士子

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員(5名)

天野 隆臣、本吉 光隆、大日方 研、細井 系太郎、富沢 道博

(3) 公益を代表する委員(4名)

鈴木 美幸、日向寺 龍児、佐伯 浩一、山田 真司

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員(1名)

尾本 和芳

4. 欠席委員(1名)

(1) 公益を代表する委員(1名)

後藤 紗織

5. 出席職員

小原健康づくり部長、清水保険年金課長、高橋課長補佐、高橋副主幹、佐久間係長、鈴木主査

6. 議題(すべて公開)

(1) 報告事項

令和6年度木更津市国民健康保険事業報告について

令和6年度木更津市国民健康保険特別会計決算について

(2) 事務局説明

子ども・子育て支援金制度の導入について

(3) その他

次回の運営協議会について

7. 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員 5人

傍聴人数 0人

令和7年度 第2回 木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

- 鈴木主査 ただいまから、国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。
本日の協議会につきましては、会議録作成のため会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
協議会の開催に際しまして、山田会長からご挨拶をいただきたいと存じます。
- 山田会長 皆さん、こんにちは。会長を務めております山田でございます。
本日は、ご多忙のなか本協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
暦のうえでは立秋をむかえますが、気温はまだまだ真夏の勢いを保っております。
どうぞ冷房や水分補給などの暑さ対策をお忘れなく、健康にご留意いただきたいと思います。
さて、本日の協議会では来年4月より新たに創設される子ども・子育て支援金の制度につきまして、事務局より説明がございます。この制度は、子育て世代の支援をより一層充実させるための財源確保を目的としており、国民健康保険税にも新たなプランとして加わることとなります。
来年2月には税率の改定を含めました詳細な審議を予定しておりますが、本日はその前段階として制度の趣旨や運用の方向性につきまして、皆様からも忌憚のないご意見やご質問などを頂戴できればと思います。
また、併せまして、令和6年度木更津市国民健康保険事業報告ほか1件につきまして、事務局よりご報告がございます。
短い間ではございますが、本日の議論が実り多きものとなりますようどうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。
- 鈴木主査 ありがとうございます。
それでは、議題に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前に配付させていただきました資料といたしまして、次第、運営協議会資料、そして、本日の配付資料でございますが、席次表、別紙1第3期データヘルス計画の進捗状況と令和6年度の評価結果、別紙2木更津市国民健康保険特別会計実質収支、財政調整基金残高の推移、毎年委員の皆様にお配りしている国民健康保険必携2025となっております。また、新たに委員に就任された方には、木更津市国民健康保険保健事業計画も配付しております。この冊子につきましては、継続して委員をお務めいただいている方は既に配付済のため、新任の委員の方のみにお配りしております。配付資料は以上となりますが、資料に落丁等ございましたら、事務局までお申し付けいただきますようお願い申し上げます。
本日、後藤委員が所用のため欠席でございます。従いまして、現在の出席者は15名であり、木更津市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、定足数に達しておりますので、会議の開催要件は満たしております。
また、本日の審議会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例の規定により、公開となっております。
なお、本日、傍聴希望者はおりませんので、ご報告いたします。
- 鈴木主査 本日の協議会は、報告事項が2件、事務局説明が1件でございます。
はじめに、報告事項1「令和6年度木更津市国民健康保険事業報告について」を説明いたします。
- 高橋補佐 保険年金課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、報告事項1「令和6年度木更津市国民健康保険事業報告」について、説明を申し上げます。それでは着座にて説明いたします。

はじめに資料の2ページをご覧ください。

国民健康保険加入者の概要でございますが、直近5年間の世帯数、被保険者数、65歳以上の被保険者数の割合は、グラフのとおり推移しております。団塊世代の後期高齢者医療保険への移行、働き方改革による60歳代の就労者の増加、また企業等で働く短時間労働者の社会保険加入の適用拡大等の影響から世帯数及び被保険者数は減少傾向にございます。また、外国人の動向につきましては、外国人人口の増加に伴い、外国人被保険者数も年々増加しております。

3ページをご覧ください。

国民健康保険税現年度分の収納状況でございます。現年度分の調定額、収納額、収納率はグラフ及び下段の表のとおりでございます。調定額については、被保険者数の減少に伴い減少傾向にございますが、令和6年度は税率の引き上げの影響により増加しています。収納率については、グラフの数値は還付未済額を含めた収納率となっております。還付未済額を除いた収納率といたしましては、下段の表の数値となり、令和5年度までは増加傾向にありましたが、令和6年度は93.54%で前年度より0.18ポイント減少しました。

4ページをご覧ください。

令和6年度の国民健康保険事業計画に挙げた項目のうち、主なものの事業実績について報告いたします。1の収納率向上対策事業でございますが、保険税収納率向上対策として、市税等徴収対策実施計画に基づき、文書催告、自動音声電話催告、ショートメッセージサービス配信による催告を実施し、収納率の向上に努めました。

次に、口座振替の利用促進として、納付書発送時のチラシ同封や広報きさらづへの掲載、窓口受付時の案内など利用促進に努めました。令和7年度は口座振替新規申込キャンペーンを実施するなど、引き続き、利用促進に取り組んでまいります。

次に、電子マネーによる納付の拡大として、令和5年度から納付書に地方税統一QRコードを印字し、QRコードからクレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ等で納付ができるようになっており、納付書への記載や市ホームページ等の周知により、利用が進んでいる状況でございます。

5ページをご覧ください。

2の適用適正化対策事業でございますが、オンライン資格確認システムから提供される資格重複状況結果一覧を活用し、国保資格の適用に疑義のある方1294人に対し届出の勧奨を行い、そのうち届出がされなかった方542人に対しては、職権による資格喪失を実施し、賦課及び資格の適正化を図りました。

次に、未申告者への申告勧奨として、適正な賦課を行うため所得未申告者がいる1021世帯に対し届出勧奨を行い、所得の把握に努めました。674世帯が届出を行い、届出率は66%となっております。

続きまして、3の医療費適正化対策事業でございますが、後発医薬品の普及促進につきましては、令和6年度に差額通知を送付した人が後発医薬品に変更した薬剤費は625万5304円でした。また、代替後発医薬品が存在する薬剤についての後発医薬品の割合は数量で84.0%、金額で85.6%となっております。昨年と比べ、後発医薬品の利用が進んだ要因といたしまして、令和6年10月から後発医薬品がある医薬品で先発医薬品の処方を希望する場合には、通常の患者負担に加えて特別料金が加算される仕組みが開始された影響が大きいものと考えております。

6ページをご覧ください。

次に、第三者行為求償事務につきましては、レセプト点検員による傷病名からの調査や高額療養費の支給状況から、交通事故等による第三者行為の把握に努めました。また、令和7年度は第三者行為事案をより多く把握するため、消防署等の関係機関から救急搬送記録などの情報提供を受ける体制の構築に取り組んでまいります。

続きまして、4の保健事業でございますが、特定健康診査につきましては、協力医療機関で実施する個別健康診査と、7月から10月までの間で合計7日間の集団健康診査を実施いたしました。受診率につきましては、速報値となりますが43%となっております。

次に、特定保健指導につきましては、特定健康診査や短期人間ドック等の結果から該当者に特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの改善と生活習慣病発症の抑制に取り組みました。実施率につきましては、こちらも途中経過の値となりますが35.3%となっております。

7ページをご覧ください。

次に、慢性腎臓病及び糖尿病性腎症の重症化予防につきましては、糖尿病を起因とする糖尿病性腎症、慢性腎臓病の発症及び重症化を予防し、人工透析患者の減少につなげるため君津管内4市医師会と地域専門医で連携し、腎臓病地域連携パスにより受診勧奨する取り組みを実施しております。令和6年度は844件のパスの交付を行っております。

次に、重複服薬患者への保健指導につきましては、重複服薬による健康被害の防止と医療費適正化を図るため、君津木更津薬剤師会薬業会と協働し、23名の重複服薬患者に対し保健指導を実施しました。

最後に、5の広報啓発事業でございますが、広報きさらづに保険コーナーを1ページ分常設しており、国民健康保険制度の現状や健康課題、疾病重症化予防に関する啓発、マイナ保険証の利用促進など、年間を通じ国民健康保険に関する情報の周知、提供に努めました。

事業報告につきましては、以上でございます。

なお、保健事業につきましては、令和6年3月に策定した第3期データヘルス計画に基づき事業を進めております。本日、追加でお配りしました資料により、現在の状況についてご報告させていただきます。

高橋副主幹

保健事業を担当しております、高橋と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、別紙1「第3期データヘルス計画の進捗状況と令和6年度の評価結果」について説明を申し上げます。

別紙1の真ん中の表、図表1-4をご覧ください。

第3期データヘルス計画と第4期特定健康診査実施計画の期間は、令和6年度から11年度までの6年間です。8年度に中間評価を行い、計画の見直しを行います。本日は、6年度の進捗状況を報告いたします。

裏面のデータヘルス計画の目標管理一覧表をご覧ください。評価AからEまでの説明は、右上をご覧ください。併せて、表面の下の表「特定健診・特定保健指導の実施状況」もご覧ください。はじめに裏面の「データヘルス計画の目標管理一覧」から下の欄から上に向かって説明いたします。

1つ目は、特定健康診査等計画についてです。特定健診受診率は43.5%で評価はBです。千葉県内市町村の共通指標である継続受診率の評価はB、40歳から59歳までの男性の受診率の評価はAです。特定保健指導実施率は36.1%で5年度より低下し、評価はDです。本市は特定保健指導を株式会社千葉薬品に委託して実施しており、近隣市のヤックス6店舗で土日や夜間を加えてZ o o mによる特定保健指導を利用することができ、利用者の利便性に努めておりますが、毎年該当となる方の利用率が低いいため実施率が伸び悩んでおります。今後は委託業者との連携を密にして実施率向上に努めてまいります。特定保健指導対象者の割合は9.5%で評価はBです。

表面の「特定健診・特定保健指導の実施状況」をご覧ください。

本市は、県内、同規模市、全国と比較して大きく上回った数値となっております。特定健診受診率の同規模市全国順位は99市中22位で、特定保健指導実施率の全国順位は99市中31位です。どちらも上位3割以内の市に与えられるインセンティブ交付金を獲得しています。また、メタボリックシンドローム該当者は22.3%で評価はB、

メタボ予備軍該当者は 11.7%で評価はDです。メタボは 30 歳代から始まる場合が多いので、健康推進課の若年期健診と連携して取り組んでおります。

2つ目は、第3期データヘルス計画の短期目標についてです。

特定健診受診者の結果から、脳・心血管病重症化予防では、高血圧 160/100 以上の割合は 5.0%で前年より減少し評価はAですが、未治療者は 59.9%で前年より増加し評価はDです。脂質異常LDL160 以上の割合と未治療者の評価はどちらもAです。糖尿病性腎症重症化予防では、糖尿病と未治療者の割合はCもしくはDの評価となっております。糖尿病の重症化により糖尿病性腎症、慢性腎臓病、人工透析へと推移しないように管内市共通の地域課題として医師会、専門医、管内4市の組織から構成される慢性腎臓病予防連携委員会にて令和元年度から重症化予防に取り組んでいます。

3つ目は、第3期データヘルス計画の中長期目標についてです。

これは 40 歳から 74 歳までのレセプトを分析した結果です。虚血性心疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病、脂質異常症の有病率、人工透析患者数、人工透析新規患者数はすべてにおいて前年より減少しており評価はAです。また、後発医薬品使用割合は前年より増加しており評価はAです。総医療費に占める入院費用割合は増加し、評価はDとなりました。

なお、令和6年度は計画1年目の実績であり、8年度に中間評価を実施することから、今年度は計画の見直しは実施しない予定で考えております。

私からの説明は、以上でございます。

鈴木主査

説明が終わりましたので、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。なお、会議録作成を効率化するための録音システムを導入しております。ご発言の際は、挙手のうえ、お手元のマイクのボタンを押していただいてから、ご発言をお願いいたします。また、ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただきますようお願いいたします。

尾本委員

被用者保険代表の君津製鉄所関連健康保険組合の尾本と申します。よろしくお願いいたします。ご説明どうもありがとうございました。

適用適正化対策事業で国保資格の疑義のある方に勧奨文書を発送するところで、それを発送した後に職権で資格の喪失を実施するにあたり、その期間はどのぐらいを見ているのですか。

高橋補佐

ご質問ありがとうございます。適用適正化の文書を発送して、1ヶ月間の期間を設けその間に届出をしてくださいということで、期日を過ぎても届出がない場合に、職権にて資格を喪失しております。

鈴木主査

ほかにご質問、ご意見等はございますでしょうか。

ないようですので、続きまして、報告事項2「令和6年度木更津市国民健康保険特別会計決算について」を説明いたします。

佐久間係長

保険年金課の佐久間と申します。私から、報告事項2「令和6年度木更津市国民健康保険特別会計決算」について、ご説明申し上げます。着座にて説明いたします。

特別会計の歳入、歳出の総額は、歳入が 116 億 2314 万 714 円、歳出が 115 億 9229 万 6134 円で、歳入歳出差引額は 3084 万 4580 円でした。

11 ページをお開きください。

主な歳入項目別の内訳につきましては、円グラフのとおりでございます。歳入の 68%を医療給付費に相当する県支出金に占めており、次いで、加入者から徴収する国民健康保険税が 22%、法令により一般会計からの繰り入れが認められている繰入金等が 8%、保険税延滞金や第三者行為に伴う損害賠償金等のその他の収入が 2%でございます。

12 ページをお開きください。こちらの主要施策一覧表を用いて、項目別にご説明申し上げます。

5 款国民健康保険税のうち、現年課税分の収入済額は 22 億 9894 万 7553 円で、前年度と比べ 107 万 9155 円減額となり、滞納繰越分の収入済額は 2 億 939 万 9534 円で、前年度と比べ 7866 万 6717 円減額となりました。次に、現年課税分収納率は 93.72% から 93.54% に、滞納繰越分収納率は 30.08% から 28.04% と前年度からそれぞれ下がりました。団塊世代の後期高齢者医療制度への移行、短時間労働者の被用者保険への加入増加により、年間平均被保険者が 2 万 4612 人から 2 万 3397 人に 1215 人減りましたが、税率を引き上げたことにより、現年課税分の調定額及び収入済額は前年度並みとなりました。また、滞納繰越分については、令和元年度から 5 年度までは現年課税分及び滞納繰越分の収納率が毎年向上していたため、調定額は年々減少していますが、滞納世帯への財産調査や滞納処分の執行、特別療養費や高額療養費等の支給時における保険税充当を実施して滞納額の縮減に努めてまいります。

続きまして、13 ページをお開きください。

25 款県支出金でございますが、国民健康保険の広域化に伴い、県から交付される普通交付金が大部分を占め、その他、市町村の事情に応じて交付される特別交付金が該当します。医療費にあたる保険給付費が前年度と比較すると大きく減少したため、このことにより、普通交付金が 3 億 7331 万 9317 円減額となりました。また、普通交付金から 2 つ下の特別交付金の特別調整交付金分につきましては、前年度と比較すると 2445 万 7000 円の増額となっております。これは君津地区 4 市が組合を設立して運営している君津中央病院企業団へ交付する負担金によるものです。

続きまして、14 ページをお開きください。

40 款繰入金のうち、一般会計からの繰入金は、国民健康保険事業に係る職員の人件費や事務費等、法令により一般財源から国民健康保険特別会計への繰り入れが認められている繰入金です。被保険者減少に伴う税収の減額により、保険基盤安定繰入金が前年度より減額となっております。また、職員給与費等繰入金については、人件費と事務費の総額である総務費は、前年度より増額となりましたが、昨年 12 月から保険証を廃止し、マイナ保険証への移行に伴う事務費に国から補助金が交付され、これを総務費に充当したことにより、職員給与費等繰入金は減額となりました。

続きまして、15 ページをお開きください。

基金繰入金は、被保険者数の減少に伴い税収不足が見込まれたため財政調整基金を 1 億 7684 万 4000 円取り崩し、特別会計へ繰り入れました。

いちばん下の表、50 款 15 項雑入をご覧ください。被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等に伴う第三者行為による損害賠償金でございます。前年度より損害賠償金の額は増えていますが、件数は減っております。第三者行為事案をより多く把握するため、レセプト点検員からの情報だけでなく、消防署等の関係機関から救急搬送記録等の情報提供を受ける体制の構築を進めてまいります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。19 ページをお開きください。

主な歳出項目別の内訳につきましては、円グラフのとおりでございます。歳出の 68% を医療給付費や高額医療費、出産一時金等の保険給付費が占めており、次いで、千葉県に納める国民健康保険事業費納付金が 29%、人件費や事務費等の総務費が 2% で、特定健康診査等を実施するための保健事業費が 1% となっております。

20 ページをお開きください。

5 款総務費、5 項総務管理費の表、下から 2 つ目の君津中央病院企業団保険事業負担金でございますが、国民健康保険の保険者である木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の 4 市が国民健康保険法に基づき保健事業の一環として君津中央病院企業団を設立し、直営診療施設として君津中央病院と君津中央病院大佐和分院を運営しています。直営診療事業は特別調整交付金の対象となりますが、企業団は特別調整交付金を申請することができないことから、君津圏域の 4 市が持ち回りで県に交付金の申請をし、

交付金を受け入れ、企業団に交付しております。令和6年度と7年度は、本市がこの事務の担当市であるため、予算を計上しております。

21 ページをお開きください。

下の表の10款保険給付費、5項療養諸費につきましては、療養に要する費用から被保険者の一部負担金を除く部分について、医療機関等に保険給付するための負担金でございます。療養給付費保険者負担金は、診療報酬の審査を委託している千葉県国民健康保険団体連合会を通じて医療機関等に保険給付するための負担金です。この負担金は、被保険者の減少により、受診件数が減ったことで療養に要する費用が前年度より3億1488万9779円減額となりました。

22 ページをお開きください。

10項高額療養諸費は、被保険者が医療機関で受診して、支払った一部負担金に対し、自己負担額を超える部分を高額療養費として支給するための負担金です。こちらも、被保険者数の減少により受診件数が減り、高額療養費の支給件数が減ったことで前年度より3145万601円減額となりました。真ん中の表、出産育児一時金につきましては、被保険者が出産したときに医療機関等から請求される出産費用は、出産育児一時金として50万円の範囲内で保険者から医療機関に直接支払います。支給件数が5年度と比べ、50件から74件と件数が増えたことから支出済額が1256万4826円増額となりました。

23 ページをお開きください。

14款国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金を合計して33億9584万475円を千葉県に納付しました。5年度は、35億5917万9970円を納付しており、1億6333万9495円減額となりました。なお、7年度に納付する金額は33億1453万3040円で、6年度と比べ、8130万7435円の減額となっております。

24 ページをお開きください。

25款保健事業費、3項特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳までの被保険者を対象にした特定健康診査及び特定保健指導を実施する事業でございます。前年度と比べ、被保険者数の減少により、健診の受診件数が減ったことで事業費が528万5589円減額となりました。

次に、40款諸支出金、5項償還金及び還付加算金のうち、国民健康保険税返還金につきましては、課税誤りにより、納めすぎのあった保険税を地方税法に基づき還付することができないことから、返還金として納税義務者に返還したものでございます。この課税誤りは、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者であった65歳以上の方が、国民健康保険の資格を取得したときは、職権により国民健康保険税を減免していますが、この減免措置が平成25年度から令和4年度までにかけて、一部の旧被扶養者に対して適用漏れが12人判明しました。令和元年度以前の国民健康保険税につきましては、法定納期限を5年経過し、還付することができないことから還付不能金として返還したものでございます。

続きまして、本日、お配りしました資料の別紙2「木更津市国民健康保険特別会計実質収支」をご覧ください。

特別会計の実質収支でございますが、歳入総額116億2314万714円、歳出総額115億9229万6134円で歳入歳出差引額は、3084万4580円となりました。翌年度繰越額がないので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額になります。このうち、実質収支額の一部につきましては、普通交付金の超過交付が含まれており、これを返還しますので、その超過交付額を差し引いた1785万3610円を財政調整基金に繰り入れする額でございます。

最後に、財政調整基金残高の推移でございますが、6年度当初残高が4億8277万2118円、基金への積立額が1億237万9643円、基金から特別会計に繰り入れた額が1億7684万4000円、年度末残高は4億830万7761円でした。7年度につきましては

は、1785 万 3610 円を積み立て、基金から特別会計に繰り入れる額を 2 億 2498 万 3000 円見込み、年度末残高は 2 億 117 万 8371 円を見込んでおります。

私からの説明は、以上でございます。

鈴木主査

説明が終わりましたので、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

鈴木主査

事務局からの説明としまして、令和 8 年度から各医療保険の保険料と合わせて徴収する「子ども・子育て支援金制度の導入について」を説明いたします。

佐久間係長

引き続き、私からは、令和 8 年 4 月から導入される子ども・子育て支援金制度について説明申し上げます。

資料の 25 ページをお開きください。

この支援金制度の概要でございますが、国は、令和 5 年 12 月に閣議決定した「こども未来戦略」で、年 3.6 兆円規模の「加速化プラン」を取りまとめました。この「加速化プラン」の主な施策につきましては、下の表をご覧ください。児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付、育児短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除が主な内容でございます。

国は、令和 6 年 6 月に加速化プランの施策を実行するため、子ども・子育て支援金制度の創設を含む法律を制定しました。子ども・子育て支援金は、令和 8 年度から国民健康保険や協会けんぽなどの各医療保険の保険者が、医療保険の保険料と合わせて子ども・子育て支援金を加入者から徴収し、国に納付金として納めます。この納付金は加速化プラン施策の拡充により、段階的に増額となり 10 年度に 1 兆円程度を確保する見込みでございます。

次に、2 の国民健康保険税についてでございますが、現在、国民健康保険税において課税している、医療分、後期高齢者支援金分、介護分に加えて、子ども・子育て支援金分が新たに課税されます。この子ども・子育て支援金分につきましても、所得に応じた軽減制度が適用され、また、世帯の支援金の額に上限額が設けられることとなります。なお、子どもや子育てのための施策であることから、子どもがいる世帯の負担が増えないようにするため、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前、令和 8 年度で申し上げますと平成 20 年 4 月 2 日以降に生まれた加入者につきましては、均等割額が全額免除されることとなります。

26 ページをお開きください。

3 の子ども・子育て支援金の納付額についてでございますが、各市町村が千葉県に納める納付金の額は決まっておりませんので、国の試算による加入者 1 人あたりの支援金の額となりますが、8 年度が 1 か月あたり 250 円、9 年度が 1 か月あたり 300 円、10 年度が 1 か月あたり 400 円となる見込みでございます。なお、課税額は世帯所得に応じて決定しますので、この額は月の平均額となります。

最後に、4 の今後のスケジュールでございますが、国が保険料・税条例参考例、これは国民健康保険税条例の改正の手本となる国からの通知でございますが、これが 9 月に発出され、子ども・子育て支援金の導入に関する関係政令を 12 月に公布する予定です。次に、千葉県につきましては、9 月に子ども・子育て支援金の納付額の算定、12 月に子ども・子育て支援金の標準保険税率の算定をし、各市町村に通知されます。最後に、本市におきましては、11 月に令和 8 年度当初予算案の策定、12 月に条例改正案の策定、来年 2 月に運営協議会への諮問答申を経まして、3 月に市議会に提案、審議され条例、予算ともに議会の議決により、令和 8 年 4 月 1 日から子ども・子育て支援金制度が開始となります。

私からの説明は、以上でございます。

鈴木主査 説明が終わりましたので、ご質問、ご意見など、ございましたらお願いいたします。また、協議会全体を通してご質問、ご意見等がございましたら、この場でお受けいたします。

(質問・意見なし)

鈴木主査 特にないようですので、以上で議題はすべて終わります。
最後に「その他」としまして、事務局から連絡事項を申し上げます。

佐久間係長 私から、次回の運営協議会について説明申し上げます。
第3回運営協議会は、来年2月上旬の開催を予定しております。議題につきましては、諮問事項といたしまして、令和8年度木更津市国民健康保険事業計画案、令和8年度木更津市国民健康保険特別会計予算案、木更津市国民健康保険税率改定計画の改正、木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の制定について、この4件を予定しております。
税率改定計画と保険税条例の改正につきましては、先ほど説明申し上げました子ども・子育て支援金の税率等を含めた保険税率等の改定が主な内容でございます。
私からは、以上でございます。

鈴木主査 ご質問等はございますか。

(質問なし)

鈴木主査 以上をもちまして、国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。
委員の皆様、お疲れさまでした。

午後5時 閉会

令和 7 年 9 月 2 日

議事録署名人
国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長

山田真司